

# 富士河口湖町議会基本条例

## 逐条解説

平成25年9月

# 富士河口湖町議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章	総則	(第1条)
第2章	議会及び議員の活動原則	(第2条—第5条)
第3章	委員会の活動	(第6条)
第4章	議会と町民との関係	(第7条)
第5章	議会と町長等との関係	(第8条)
第6章	自由討議の拡大	(第9条)
第7章	政務活動費	(第10条)
第8章	議会及び議会事務局の体制整備	(第11条—第14条)
第9章	議員の政治倫理、身分及び待遇	(第15条—第17条)
第10章	災害発生時の議会对応	(第18条)
第11章	最高規範性	(第19条・第20条)
第12章	補則	(第21条)

### 附則

日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民を地域社会の主権者とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）の精神にのっとり、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地方分権の時代を迎えて、地方自治の範囲が拡大し、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である市町村の自治が重視される今日、町民の視点に立った議会を目指し、ここに富士河口湖町議会基本条例（以下「条例」という。）を制定する。

私たちのまち富士河口湖町は、富士山と高原と湖が織りなす自然景観に恵まれ、国際観光地として発展し、2013年6月に、悲願であった世界文化遺産に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として登録された。こころ豊かに暮らせる、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進めるべく、本条例を定める。

富士河口湖町議会（以下「議会」という。）は、町民の代表機関である。「町民参加の討議の場」として町民の多様な意見を反映し、また町民の信託にこたえるべく議会情報や政策決定過程を積極的に公開し、透明性を重んじ、より一層「町民に開かれた議会」、「町民に信頼される議会」となることを目指す。

議会は町の議事議決機関であって、議会の主役は議員である。予算、決算、条例その他重要な計画、政策及び事業等を審議し、決定するために、町民の多様な意見を的確に把握しその集約に努めるとともに、調査等を行う。また議員が条例又は政策等の案を提出し、議員同士の自由な討議を進め、町民に対する一層の説明責任を果たすことを目指す。

議会は、町の多数意思を代表する町長とともに、代表機関の一翼を担うことを踏まえ、競い合い、協力し合いながら町政を推進する。このため、行政を的確に監視し、政策の執行、評価及び見直しに関して審議等の活動を行う。

議会は、政治倫理を自覚しなければならない。また、議員は研修等をとおしてその見識と専門性と使命感を高めるように努めなければならない。このための体制を整備する。

以上の諸目標を実現するために、進歩する富士河口湖町議会を目指す。

この条例は、富士河口湖町議会における最高規範とする。

## 【解説】

憲法の第1段をもとに、6つの段落から構成されています。

第1段落は、日本国憲法が保障する地方自治の基本について述べています。

第2段落は、町の背景、状況を踏まえて町の自治基本条例に基づき本条例を制定しました。

第3段落は、議会は町民によって選ばれた代表機関ですので、町民の信託にこたえていくために情報を公開し信頼される議会をめざします。

第4段落は、議事、議決としての議会の主役は議員です。議員どうしの自由な討議を行いながら予算、決算、条例、さらに重要な計画・政策・事業等を決定するために、町民の意見を把握、調査をする必要があります。

第5段落は、二元代表制として議会のあり方、行政を監視し、政策の執行、評価、見直しなどの活動を行います。

第6段落は、議会は政治倫理を自覚しての行動と見識を高めながら、進歩する議会をめざし、議会の最高規範として、この条例を制定する決意を述べています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託にこたえ、もって住民の福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 【解説】

この条例の制定目的について規定しています。

目的は、議会運営と議員の活動を定め、活性化を図り町民の負託に応え、福祉の向上と発展を実現するものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる事項を原則として活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 政策形成機能を発揮するとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関への要望活動を行うこと。
- (4) 議会内での内規を含む申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

## 【解説】

議会の活動原則を明記しています。

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、町民に開かれた議会をめざします。
- 2 町民の多様な意見を把握して、町政に反映させるための議会運営に努めます。
- 3 そのための積極的な政策形成に努め、必要に応じて要望活動を行います。
- 4 内規を含め議会内での申し合わせ事項について、見直しを行います。

(議長の活動原則)

第3条 議長は、議会を代表し、民主的かつ公正・公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

議長は、議会を代表して、臨時会召集の請求の活用（地方自治法第101条）も含め公正・公平な立場で効果的な議会運営を行います。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が、言論の府であること、及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。
- (2) 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

- 1 議会制度において、重要な要素であり、住民の多様な意見の把握に努め、それを政策に反映させるために、議員相互の自由討議を行います。
- 2 それを踏まえ今日の町政の課題を的確に把握するために議員としての資質向上に努め、町民の代表者としてふさわしい活動を進めます。
- 3 議員は、全地域の代表として町民全体の福祉の向上をめざして活動します。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めること。

【解説】

- 1 議員は、会派を結成することができます。
- 2 政策の立案、決定、提言などについて、会派間で調整し、合意に努めていきます。

### 第3章 委員会の活動

(委員会)

第6条 議会に委員会として、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置く。

- 2 前項の常任委員会は、総務常任委員会、文教社会常任委員会、産経土木常任委員会及び議会広報常任委員会とする。
- 3 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。
- 4 委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。
- 5 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

## 【解説】

- 1 委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。その中常任委員会には、総務、文教社会、産経土木、議会広報があります。  
それぞれの所管は次のとおりであります。  
総務常任委員会は、政策財政課、総務課、税務課、出納室。  
文教社会常任委員会は、住民課、健康増進課、福祉推進課、環境課、教育委員会（学校教育課、生涯学習課、文化振興局）。  
産経土木常任委員会は、農林課（農業委員会）、観光課、都市整備課、水道課。
- 2 所管の事務調査を行います。
- 3 町政に対する課題について、政策立案、提言を行います。
- 4 議会の閉会中も活動を行います。

## 第4章 議会と町民との関係

### （町民参加及び町民との関係）

- 第7条 議会は、町民に対して、その有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 会議は、原則として公開するものとする。
  - 3 議会は、会議の運営にあたり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、住民及び有識者等の知見及び意見を審査に反映させるよう努めるものとする。
  - 4 議会は、町民及び町民団体等との意見交換の場を設け、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めるとともに、議会及び議員の政策能力を強化して、政策提案の拡大を図るものとする。
  - 5 議会は、町民が傍聴に訪れる意欲を高めるように努めるものとする。

## 【解説】

- 1 審議の経過について、情報の公開と町民に対して責任をもって説明するように努めていきます。
- 2 会議は、原則公開とします。
- 3 地方自治法の規定に基づき、公聴会制度や参考人制度を活用して、利害関係者を含む、広く町民の知見や意見を聴取しさらに専門家の意見を聴くなどして慎重な審査に努めます。
- 4 議会は、議会報告会や住民協議会等、町民との意見交換の場を設け、政策提案の拡大を図っていきます。
- 5 適切な情報提供、情報共有を図り、町民の傍聴意欲を高めるように努めていきます。

## 第5章 議会と町長等との関係

### （議会と町長等との関係）

- 第8条 町長と議会は二元代表制の下、互いの役割を尊重しつつ、緊張ある適切な関係を保持し、共通の使命を果たすため、それぞれが持つ機能を有効に発揮しなければならない。
- 2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
  - 3 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、その趣旨を確認す

るための発言をすることができる。

- 4 町長は、予算を議会に提出し、決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

#### 【解説】

- 1 執行部と議会は二元代表制のもと、適切な関係を維持しながら、使命を果たすよう努めていきます。
- 2 本会議における質疑は、町政上の論点と争点を明確にするために、一問一答方式で行います。
- 3 町長等は、議長又は委員長の許可により、議員の質問に対し、論点・争点を明らかにする逆質問を行うことができます。
- 4 町長等は、予算案及び決算を審議するにあたり、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めます。

### 第6章 自由討議の拡大

#### (自由討議の拡大)

- 第9条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会等において、議員提出議案及び町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 2 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例及び意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

- 1 議会は、議案及び請願、陳情等の町民の提案について、議員相互間で活達な議論を尽くして審議し合意形成をし結論を出します。
- 2 議員は、議員相互の自由討議を広めるために、自らも政策、条例、意見等議案の提出を行います。

### 第7章 政務活動費

#### (政務活動費)

- 第10条 会派及び議員は、富士河口湖町議会政務活動費の交付に関する条例（平成15年富士河口湖町条例第6号）に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言及び審議等のための調査研究を積極的に行うものとする。
- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対し使途を明らかにするとともに、説明責任を負うものとする。

#### 【解説】

- 1 政務活動費を有効に活用して政策の提言、審議のために調査研究を行います。
- 2 政務活動費の使途について、議長に対し証票類を添付した収支報告を行い、説明できるようにします。

### 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

#### (議員研修の充実強化)

- 第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強

化を図り、本条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招へいた研修会及び町民との研究会・学習会を開催するものとする。

【解説】

- 1 議会は議員の政策形成及び立案能力の向上を図るために、議員研修の充実を図ります。
- 2 議会は、議員研修にあたっては、各分野の専門家や住民をはじめとする各層の人たちと各種の研究会・学習会の開催に努めます。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るように努める。

【解説】

政策形成や立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能の充実を図ります。

(議会図書室の充実)

第13条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書及び資料等を充実させ、有効に活用するよう努めるものとする。

【解説】

調査研究のために、図書室の図書及び資料を充実させ、有効に活用します。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、町民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行及びインターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

【解説】

- 1 年4回の定例会終了後、「議会だより」を発行して、重要な情報を議会の視点から町民に周知するよう努めます。
- 2 議会審議の過程、結果に関する情報を「議会だより」をはじめとするさまざまな広報手段により、町民が関心を持つような活動に努めます。

## 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、法令を遵守し、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、議員活動に努めなければならない。

【解説】

- 1 議員は、町民全体の代表としての立場からその強い倫理性を自覚し、議員としての影響力を不正に行使することにより、町民の疑惑を招くことのないように活動します。

(議員定数)

第16条 議員定数は、富士河口湖町議会の議員の定数を定める条例（平成17年富士河口湖町条例第1号）で定めるものとする。

- 2 議員定数の改正に当たっては、本条例の目的を遂行し、機能を発揮するため、人口、面積及び財政力等を総合的に判断し、町民の意見を聴取した上で適正な定数を定めるものとする。

【解説】

- 1 議員定数は、条例に定めます。
- 2 定数の改正については、人口、面積、財政力、町民の意見を総合的に判断して適正な定数を定めます。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、富士河口湖町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年富士河口湖町条例第39号）で定めるものとする。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のみならず、議会機能の保持を考慮するとともに、富士河口湖町特別職報酬等審議会の答申を重んじ、適正な報酬を定めるものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、条例に定めます。

第10章 災害発生時の議会对応

(災害発生時の議会对応)

第18条 議員は、災害時には避難所に待機することとし、町内各地域の情報収集に努め、被害状況を議長に報告する。

- 2 議長は、議員からの情報を速やかに災害対策本部長に報告する。

【解説】

- 1 災害時には、地域の被害状況や情報を集めて、議長に報告します。
- 2 議長は、議員からの情報を災害対策本部長（町長）に報告します。

第11章 最高規範性

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、本条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員に本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、本条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- 1 本条例は、議会運営の最高規範であるため、制定する委員会に関する条例及び会議規則と整合性を図ります。
- 2 議会は、本条例の理念を運用するために、研修会を開催します。



(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、本条例に定める理念及び原則並びにそれらに基づいて制定される条例及び規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

- 1 議会及び議員の責務は、この本条例はもとよりその他の関連する富士河口湖町条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し町民を代表するものとして、二元的代表制の一翼を担いその責任を果たすように努めます。

第12章 補則

(条例の見直し)

第21条 議会は、住民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、本条例の見直しを行うものとする。

【解説】

- 1 住民の意見、社会情勢にあわせ改正の要件は、必要に応じて見直しを行います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。